

平成 29 年第 2 回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 2 月 23 日（木）午後 3 時 15 分～午後 3 時 45 分

2 開催場所 小鹿野町役場両神庁舎 中会議室

3 出席委員 （農業委員 12 人） （農地利用最適化推進委員 7 人）

会長 1 番 黒沢 裕幸

会長職務代理 9 番 吉田 恭寛

農業委員 2 番 加藤 功一 3 番 猪野 篤 4 番 黒田 秀夫

5 番 田嶋 敏男 6 番 多比良 武和 7 番 宮本 岩雄

8 番 町田 考子 10 番 高橋 克予 11 番 新井 弟治

12 番 新井 正志 13 番 高橋 正明 14 番 加藤 貞夫

農地利用最適化推進委員

第 1 強矢 福司 第 2 五十嵐 憲一 第 3 豊田 均

第 4 犬木 勇 第 5 黒澤 忠弘 第 6 黒澤 八重子

第 7 加藤 賢司 第 8 増島 敏雄

4 欠席委員 9 番 吉田 恭寛 12 番 新井 正志 第 5 黒澤 忠弘

5 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 正明

事務局 根岸 博司

岩崎 一弥

6 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 5 号

農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について（1 件）

日程第 3 議案第 6 号

農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について（2 件）

報 告

1 6 ヶ月後の現地確認について

平成 28 年 8 月申請分について（3 件）

事務局長 只今から平成 29 年第 2 回農業委員会総会を開催させていただきます。本日の農業委員さんの出席者数は 12 名です。欠席者は 9 番 吉田恭寛委員さん、12 番 新井正志委員さんの 2 名です。推進委員さんは黒澤忠弘さんが欠席となっています。

それでは、黒沢会長より御挨拶をいただきまして、会議の進行をお願いしたいと思います。

議長 先程の講演で時間が経過して慌ただしくなって誠に申し訳ございません。21 日（火）に明日の農業担い手塾の修了式と今年入る人の入塾式がありました。〇〇さんと話した中で、雨が降らないので長留川の水が無くなってしまって大変だという話がありました。雨が降らないと色々な面で困ると思います。

時間が迫っておりますが、慎重に審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは、日程に基づきまして会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名委員の指名

指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は 11 番 新井弟治委員さん、13 番 高橋正明委員さん、以上 2 名を御指名申し上げます。

議長 続きまして、日程第 2 議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について」（1 件）を上程致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 [事務局説明]

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ここで現地確認の報告をお願い致します。

黒澤委員 お世話になります。2 月 20 日（月）に事務局の 2 人と農業委員の宮本さんと私の 4 人で現地確認に行って来ました。事務局より説明があった通りで、重複するかもしれません。当日は宮下さんご夫妻が現地で待っていてくれまして、直接話を伺うことが出来ました。茂木さんに田んぼとして使って貰えるので、ありがたいと感謝している様子でした。何も問題は無いと確認して来ました。

議 長 現地確認の報告が終わりました。ここで御質疑を承りたいと思いません。御質疑はございますか。

(質疑無し)

議 長 御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手をお願いしたいと思います。

日程第 2 議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について」(1 件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 全員賛成によりまして許可相当とすることに決定致します。

議 長 続きまして、日程第 3 議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について」(2 件)を上程致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 [事務局説明]

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ここで現地確認の報告をお願い致します。

黒澤委員 こちらについても事務局より説明があった通りです。

番号 1 については、特に問題は無いと確認して来ました。

番号 2 については、宮下さん夫妻と宮原さんの奥さんが立ち会いまして、よく話を伺うことが出来ました。お互いに良かったということなので、問題は無いと思いました。

議 長 現地確認の報告が終わりました。ここで御質疑を承りたいと思いません。御質疑はございますか。

3 番委員 番号 1 の般若の件ですが、境内地となっています。公図を見ると赤道がありますが、境内地はどこにありますか。

4 番委員 赤道を挟んでいます。

3 番委員 本来ならば、境内の方へ譲るよりも道路の方へ払い下げた方が良いと思います。

4 番委員 道路では取ってくれないと思います。

3 番委員 取ってくれないのですか。道路は町の担当なので町が取れば良いのです。

強矢委員 農振の除外の時に現地確認をさせていただきましたが、道路自体も現在は境内地の中にある状態です。道路と赤道は接していないので、赤道は境内地に含まれるということです。

3 番委員 正式に赤道を払い下げして貰えば境内地になるということですね。

4 番委員 道路の部分は現実的にはもっと狭いです。

議 長 現状は 4 番委員さんが一番よく知っていると思います。

4 番委員 結局下の〇〇〇〇が道路を造るためにこれだけ残っていたということです。本人は勿論、誰も知らなかったのだと思います。町で杭打ちが始まったことで分かったのです。ですから、〇〇〇〇が上まで繋がっているということです。何故これだけ残したのでしょうか。道路にすれば良かったのです。

3 番委員 分かりました。

豊田委員 よろしいですか。

議 長 はい、どおぞ。

豊田委員 私はこの時建設課に在籍していて立ち会いに参加しました。赤道の部分が本線になっていて、埋め土をして境内を広げた経緯があります。昔は〇〇〇〇の近い方に鳥居が建っていて、そちらから入るようになっていました。現在は道が広がっていて〇〇〇〇の方から境

内に入るようになっていきます。公図と大分違っていて、現況で杭を打った段階では道路敷ではなく、境内地の垣根の部分に農地がありました。〇〇さんは自分の土地ではないと思っていましたが、少し残っていたということで、寄付したいという気持ちになったということをお記憶しています。

もう一つは、番号1の字の読み方ですが、「セイテン」ではなく「シヨウデン」だと思います。

事務局 失礼しました。

議長 ほかに、御質疑はございますか。

(質疑なし)

議長 御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手をお願いしたいと思います。

日程3 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」(2件)の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議長 全員賛成によりまして許可相当とすることに決定致します。

議長 続きまして、報告です。

6ヶ月後の現地確認について 平成28年8月申請分について(3件)です。事務局より説明をお願い致します。

事務局 [事務局説明]

議長 事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願い致します。

黒澤委員 6ヶ月後の確認ですが、事務局の説明通りです。確認して来ましたので、よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございました。
 本日上程された議事も終了しましたので、これで議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長 それでは、慎重、御審議いただきましてありがとうございました。
 以上をもちまして平成29年第2回農業委員会総会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。